

2020年9月23日

購入先各位

パナソニック株式会社
品質・環境本部
グローバル調達社
調達企画センター

EU RoHS 指令 適用除外(6(a)-I, 6(b)-I, 6(b)-II, 6(c))該当製品の代替の継続検討のお願い

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はパナソニックグループグリーン調達の取組みにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

EU RoHS 指令 (2011/65/EU)における適用除外(6(a):鉛快削鋼、6(b):アルミニウム合金中の鉛、6(c):銅合金中の鉛)の適用除外用途期限は官報にて*1最短で2021年5月18日に設定されていますが、複数の業界から延長申請がなされ、欧州当局にて審議がなされています。

『化学物質管理ランク指針 Ver.12.1』では「パナソニックグループへの納入禁止日」(付属書1参照)を「審議結果を受け今後決定」としております。これらの適用除外用途に関しては代替材料の開発も進んでいることから、適用除外期限の再延長が認められない可能性があり、今後、短期間での代替が避けられない状況になりかねないと懸念しております。

弊社と致しましては、引き続き、鉛快削鋼、アルミニウム合金中の鉛、銅合金中の鉛について代替を推進して参りたいと考えております。

購入先様におかれましては、ご理解を賜りますとともに、ご対応頂きますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

購入先様へのお願い

鉛快削鋼、アルミニウム合金中の鉛、銅合金中の鉛につきましては、早期に代替材料へのご検討ならびに弊社へのご提案をよろしくお願いいたします。

以上

*1) 2018年5月18日公布の欧州委員会委任指令((EU) 2018/739、(EU) 2018/740 および(EU) 2018/741)